

教育委員会における障害者雇用率の再点検結果について

H30(2018).10.11 教育委員会総務課

【概要】

- 国に対する障害者雇用率の報告について、厚生労働省からの要請に基づき再点検を行ったところ、障害者手帳は保有しているが、雇用期間が1年未満であるなど、新たに22名について国のガイドラインに沿わない取扱いが判明し、8月22日に公表した39名と合わせ61名となった。
- これにより、平成29年度の障害者雇用率は2.36%から1.84%に低下

1 県教委の状況〔平成29年度分〕 ※ 法定雇用率 2.2%

	当初報告	ガイドライン 非対象者数			再点検後	
		一次確認 8/22	再点検 9/28	計		
障害者雇用数	217人	39人	22人	61人	156人	
内 訳	身体障害者	156人	5人	19人	24人	132人
	知的障害者	2人	0人	0人	0人	2人
	精神障害者	59人	34人	3人	37人	22人
障害者雇用率	2.36%				1.84%	

2 ガイドライン非対象者の状況

【身体障害者】

- ・ 本人の身体状況等により、手帳を確認することなく判断していたもの（5人→8人）
- ・ 障害者手帳は保有しているが、勤務時間、雇用期間がガイドラインの基準を満たさない者（0人→16人）

【精神障害者】

- ・ うつ病などの精神の不調により6月以上休職している者について、申請をすれば精神障害者保健福祉手帳を取得できる可能性が高いとして、実際の取得を確認することなく計上していたもの（32人）
- ・ てんかんなど本人の申告により把握している症状に基づき、手帳を確認することなく判断していたもの（2人→4人）
- ・ 障害者手帳は保有しているが、勤務時間、雇用期間がガイドラインの基準を満たさない者（0人→1人）

※ ガイドラインでは勤務時間が週20時間未満又は雇用期間が1年未満の者は対象

3 今後の取組

国のガイドライン等関係規定を遵守するとともに、早期に法定雇用率を達成できるよう、教員の障害者採用枠の周知の強化や障害者の特性に応じた事務の再確認を行い、積極的な雇用に努めるなど、知事部局とも連携しながら障害者雇用の拡大に取り組んでいく。